

令和9年度那珂川町奨学生(貸与型)募集要項

1 趣 旨

能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な者に対し、学資を貸与して有用な人材を育成することを目的とします。

2 奨学生の資格

- (1) 那珂川町に住所を有する者の被扶養者で経済的理由により修学困難な者
 - (2) 学校教育法の規定に基づく高等学校、高等専門学校、短期大学、大学及び専修学校に在学している者
 - (3) 品行が正しく修学に対する意欲がある者
 - (4) 確実な連帯保証人（保護者または未成年後見人1名と保護者以外の独立生計維持者1名）を付することができる者
- ※他の奨学金（貸与型）を受けていても申請可能。

3 応募資格

(1) 学力基準（※5段階評価で判断）

- ① 高校奨学生
中学校1・2年生の成績評定の平均値が3.0程度以上の者
- ② 大学奨学生
高等学校1・2年生の成績評定の平均値が3.0程度以上の者

(2) 家計基準

生計維持者（原則父母。父母がいない場合は代わって生計を維持している人（祖父母等））の収入・所得による。収入等の目安は、次の金額以内とする。

区 分	給与所得者 【収入金額】	給与所得者以外 【所得金額】
高校・短大・大学	803万円以内	552万円以内

➤ 基準額は日本学生支援機構が示す「4人世帯」とする。

4 募集定員 8名程度

令和9年度新規入学予定者又は下記学校に在学中の学生

- (1) 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の学生 3名程度
- (2) 短期大学及び専門学校の学生 2名程度
- (3) 大学生 3名程度

5 奨学金の貸与月額

- (1) 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の学生 月額 13,000円
- (2) 短期大学及び専門学校の学生 月額 30,000円
- (3) 大学生 月額 30,000円

➤ 奨学金は毎年度、前期（5月）、後期（10月）に6月分を一括して貸与します。

6 奨学金の貸与期間

4月から在学する正規の修業期間

※貸与期間中は、毎年度末に学業成績証明書の提出が必要です。

（裏面も必ずご覧下さい）

7 貸与申請の手続き

貸与を希望する方は、次の書類を受付期間内に学校教育課まで提出して下さい。

	書 類	備 考
(1)	奨学金貸与申請書（様式第1号）	申請者本人が申請理由を記入して下さい。
(2)	奨学生推薦書（様式第2号）	在学学校へ作成を依頼してください。 （要校長職印）
(3)	世帯全員の住民票の写し（原本）	続柄・本籍地記入のあるもの
(4)	所得証明書（世帯住民税決定証明書） 証明年度：令和8年度（令和7年中の所得）	世帯員のうち収入のある方のもの

※町税の滞納がないことを条件といたします。

8 申請書の受付期間

令和8年9月28日（月） ～ 令和8年12月11日（金）

9 奨学生の選考

選考委員会において申請内容に基づいて、那珂川町奨学生として適性者を選考します。
なお、選考人数は、募集定員内とします。

10 奨学生の決定

奨学生として決定したときは、奨学生決定通知書により申請人本人に通知します。
なお、決定後の手続きとして「誓約書」及び「在学証明書」等の提出が必要です。

▶注意点：誓約書には連帯保証人2名（保護者または未成年後見人1名、保護者以外1名）の連署ならびに各連帯保証人の印鑑証明書が必要となります。連帯保証人の条件は次のとおりですのでご注意ください。

..... 連帯保証人について

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 成年で独立の生計を営む者
- (3) 確実な保証能力があると認められる者
- (4) 町税を滞納していない者

11 奨学金の返還について

貸与期間が終了後、所定の手続きを行っていただき奨学金を返還していただくこととなります。終了時期になりましたら手続きの詳細をお知らせしますが、概要は次のとおりです。

- (1) 返還額 ・ ・ ・ ・ 貸与総額（無利子）
- (2) 返還方法 ・ ・ ・ 割賦による返還（希望に応じ繰り上げ返還も可）。
- (3) 返還期間 ・ ・ ・ 最長20年
- (4) その他 ・ ・ ・ ・ 上級学校へ進学の場合など一定期間返還を猶予することも可

12 奨学金返還免除制度について

那珂川町奨学金の返還免除制度を設けています。

那珂川町奨学金の貸与を受けた人で、卒業後5年間那珂川町に定住されている人が対象となります。詳しくは学校教育課ホームページをご覧ください。

13 問い合わせ及び申し込み

那珂川町教育委員会学校教育課（那珂川町役場2階）

電話 0287-92-1124